

一般廃棄物処理施設設置・変更許可証

平成25年 7月23日

住 所 広島市安芸区船越南五丁目11番1号

氏 名 株式会社タイヨー 代表取締役 元山 浩

（法人にあっては名称）
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項の規定により、設置・変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

広島市長 松井 一實



許可の年月日	平成25年 7月23日	許可番号	第 一 号
施設の種 類 及 び 処 理 す る 一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（選別・破碎・圧縮梱包・溶融施設） ペットボトルなど容器包装リサイクルプラ、その他プラ		
設 置 場 所	広島市安芸区船越南五丁目13番28号		
処 理 能 力	108.8t／日（24時間）		
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		